

平成19年9月25日（火）

**日程第18 議案第14号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について**

○議長（中上良隆君）日程第18 議案第14号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 12番 辻本君。

〔12番（辻本 勉君）登壇〕

○12番（辻本 勉君）それでは総務委員会の委員長報告を行います。

去る9月13日の本会議において、本委員会に付託された議案第14号 橋本市斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを審査するため、9月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

本条例は、橋本斎場の送葬車に関し、近隣市町の実態を調査し、申請者に無料で送葬車を貸し出し、運転者については申請者で確保していただく方法により、送葬車の有効活用と経費の削減を図るため一部改正するものである。

委員から、公用車を市民へ貸し出すことについて、道路交通法等法令との関係に問題はないのかとのただしがあり、貸し出す目的が本来の行政目的から逸脱しなければ、基本的に公用車を市民に貸し出すことは特に問題はないとの答弁がありました。

交通事故等の賠償責任について ただしがあり、現在、公用車については社団法人全国市有物件災害共済会近畿支部に加入しているが、職員以外の者が運転することになるので、本条例改正について可決をいただいた後は、

民間の損害保険に加入し、さらに橋本斎場送葬車利用にかかる運用規定を策定し、利用者への注意事項の徹底を図りたいとの答弁がありました。

市による送葬車の運行の廃止によって、葬祭業者が運転者の費用を葬祭費に加えることも考えられ、市民の負担が増えるのでは、また、周知方法について ただしがあり、利用者の負担にならないよう葬祭業者と十分協議を行い、配慮していただくことになっている。改正による市民への周知は、市の広報及びホームページ等で市民の皆さんにお知らせをしていきたいとの答弁がありました。

官の守備領域と民の守備領域、官と民の役割分担ということからすると、送葬車の所有と運行は民の守備領域ではないかとのただしがあり、そのように考えるとの答弁がありました。

高野口斎場とのバランスと行政の公平性を考えると、今回は運行をやめるだけだが、近い将来においては市が送葬車を持つこと自体をやめ、送葬車の所有と運行すべてを葬祭業者に任せるべきであり、そういう方向で検討できないか。また今後の行革プランにおいて、弱者切り捨てにならないよう、十分に配慮すべきではないかとのただしがあり、関係者等と十分協議を行い、今後その方向で進めていきたいとの答弁がありました。

議員各位のご賛同、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですの

で、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第14号 橋本市斎場設置及  
び管理条例の一部を改正する条例について  
を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ  
れました。

---

#### 日程第19 議案第15号 市道の認定につ いて

○議長（中上良隆君）日程第19 議案第15号  
市道の認定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）委員長報告書。去る9  
月13日の本会議において、本委員会に付託さ  
れた議案第15号 市道の認定について を審  
査するため、9月18日に委員会を開催し、慎  
重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決  
すべきものと決しましたので、以下その概要  
を報告いたします。

記 議案第15号は、橋本都市計画事業・橋  
本隅田土地区画整理事業の区域内道路として、  
独立行政法人都市再生機構により建設された  
宝幢寺線・延長100.9m、幅員4.0mから8.8  
m、及び国土交通省が京奈和自動車道関連事  
業として建設された3路線、南側道中島1号  
線・延長102.6m、幅員6m、南側道中島下兵

庫線・延長658.6m、幅員6.5m、南側道下兵  
庫河瀬線・延長475.9m、幅員6.5mを新たに  
市道として認定するものであり、委員会は先  
に現地に赴き、調査の後、審査を行いました  
が、質疑、意見等はありませんでした。

以上、委員長報告を終わります。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に  
対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようです  
ので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようです  
ので、討論を終結いたします。

これより、議案第15号 市道の認定につ  
いて を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決さ  
れました。

---

#### 日程第20 議案第10号 橋本市立こども園 条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第20 議案第10号  
橋本市立こども園条例の制定について を議  
題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 10番 平林君。

〔10番（平林崇行君）登壇〕

○10番（平林崇行君）去る9月13日の本会議  
において、本委員会に付託された議案第10号  
橋本市立こども園条例の制定について を審

査するため、9月19日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第10号は、急速な少子化の進行や子育て支援の必要性に鑑み、就学前の一貫した教育、保育が可能な幼保一元化施設として、公立幼稚園と公立保育園の機能を有する認定こども園の設置に取り組んできており、平成21年4月に高野口町向島において、本市最初の認定こども園である仮称「高野口こども園」を開園するにあたり、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるものである。

委員から、第5条第2号の入園資格で、満4歳から小学校就学前までの2年保育なのか、3歳からは受け入れられないのかとのただしがあり、4歳以上になると子どもの目は集団に向かうが、3歳児まではなかなか集団に目が向かず、親子関係を充実することが望ましいと考えている。ただし、親子関係を充実させるには、こども園とは別に、子育て環境のさらなる充実が必要と考えているとの答弁がありました。

保護者、地元住民、現場職員など関係者への説明責任が十分果たされておらず、現場が非常に混乱している状況での条例提案について、当局はどのように認識しているのかとのただしがあり、高野口地域については、各幼稚園、保育園での説明会、また、広報によるパブリックコメントを実施しているが、市全域への説明は不足しており、今後、説明責任を十分果たしていきたいとの答弁がありました。

今回の計画は、統廃合、幼保一元化、指定管理者制度による民間委託を同時に進めようとしているが、全国でこういった事例はあるのかとのただしがあり、詳細な聞き取り調査は行っていないが、現在のところ確認でき

ていないとの答弁がありました。

民間委託することで、公営とは違う特色ある就学前教育ができるとしているが、具体的な中身についてただしがあり、民間法人は教育、保育の理念を持っており、公営にはない特色を出せると考えている。具体的な中身については、委託する法人が決定後、説明会等の実施も考えているとの答弁がありました。

心身が虚弱で集団保育に耐えられないと認められる場合、入園することができないとなっているが、具体的な内容についてただしがあり、保育園では、常に医療的な看護が必要な子どもについては、医師の判断の上、保育ができるか確認しており、この理由により入園をお断りした事例はない。また、幼稚園についても、医療的な面から診断して実施することができるとなっているが、そういったケースはないとの答弁がありました。

保育料及び入園料について、指定を受けた民間法人が独自に変更するおそれはないのかとのただしがあり、本条例で規定するため、指定を受けた民間法人が独自に変更することはあり得ず、変更する場合は条例改正が必要となるとの答弁がありました。

高野口こども園について、各園しか説明会を実施していないが、今後、どのように説明責任を果たしていくのかとのただしがあり、パブリックコメント並びに保護者会からの質問事項について、一つずつ誠意を持って対応したい。今後は保護者会との定期的な話し合い、各自治会やサークルからの説明要請への対応、また全市民的な説明会など、開園するまで説明会を重ねたいとの答弁がありました。

現在の保育園、幼稚園の運営に欠陥があるのか。欠陥があったとした場合、一元化によりその欠陥をどう補完することができるのかとのただしがあり、現在、欠陥があるという

ことではなく、保育園、幼稚園それぞれが保育者のニーズにこたえ、子どもの様子も観察し、できる範囲で頑張っているが、現実問題として、別々の制度で運用されており、保育士、幼稚園教諭が自分たちの領域だけで保育、教育している。一元化により、お互いの子どもの様子を知り、橋本市の教育あるいは子どもの現状をとらえ直すことができるようになるため、子どもの姿を見て教育カリキュラムを再編、充実させることができるなど、より良い状態で幼児教育を行いたいとの答弁がありました。

高野口こども園の対象となる5園の施設の老朽度について ただしがあり、相当老朽化しており、大変危険な状況にある。地震等の発生も懸念されることから早急に整備する必要があり、平成21年4月の開園は相当緊急な課題と考えているとの答弁がありました。

幼保一元化担当職員体制の充実について ただしがあり、今後、関係者への説明、園の建設、法人の選定作業などの実務が発生するが、一番重要な保育の中身についても煮詰めていく必要があるため、常勤ではないが保育の実情をよく知る園長経験者を配置する。また、専任の園長経験者以外にも数名程度の現場職員が入るワーキンググループを立ち上げることにしている。施設の建設など技術部門については建設部をお願いしているとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、今回の計画は、幼稚園、保育園の統廃合、幼保一元化、指定管理者制度の導入の3つの初めての試みを同時に実行するものであり、今日の幼児教育、保育行政を大きく変更するものであるが、担当部局だけで検討し、地域、保護者に対する事前の働きかけや意向調査、現場で働く職員の声すら聞いていない。保護者説明会でも疑問が噴出し、合意形成しがたい乱暴な計画

になっており、子育て支援がより必要な今日、経費削減を目的とした今回の計画は矛盾している。また、子どもたちに大きな負担をかけることになり、中でも民営化は公的保育の放棄を意味するため、本条例に反対するとの討論がありました。

以上、議員各位のご賛同、よろしくお願いたします。

○議長（中上良隆君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番、富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）橋本市立こども園条例設置に反対の立場から討論を行います。

本条例は、幼保一元化5カ年計画を実行しようとするものです。幼保一元化5カ年計画は6月議会で発表されました。今回の計画は、幼稚園、保育園の統廃合、幼保一元化、指定管理者制度の導入（民間委託）の3つの初めてを同時に実行するものであり、橋本市が延々と充実発展させてきた幼児教育、保育行政を大きく変更するものであります。

市長は常日頃、可能な限り現場へ出向き、多くの市民の皆さんの生の声を聞いていきたいと表明されています。しかし、今回の計画は担当課だけで検討したもので、地域や保護者に対する事前の働きかけや意向調査、幼児教育、教育の専門家である保育園、幼稚園で働く人々の声すら聞いていないものになっています。保護者説明会でも疑問が噴出し、当局が説明できない問題もたくさん出て、怒りが広がりつつあります。このことは合意形成

しがたい乱暴な計画になっているからです。

少子化対策で大事なものは、少子化を克服する努力を行いながら、子育てしやすい環境をつくることにあると考えます。子育て支援がいつにも増して必要な今日、経費削減を目的とした今回の計画は矛盾していると考えます。統廃合、幼保一元化、民営化という3つの初めては、施設が新しくなる、規模の大きな園になる、先生が全員入れ替わるというもので、今通っている子どもたちに極めて大きな負担をかけることとなります。中でも民営化は、市による公的保育からの撤退、放棄を意味します。このような民営化には、私どもは絶対反対です。

以上、反対討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかに賛成討論する方ありませんか。

4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は橋本市立こども園条例に賛成の立場から討論いたします。

確かに市当局の手続き、説明責任等については不十分な点が存在します。しかし、この点は、今後、要点を適切に丁寧に誠心誠意説明すれば、大方の理解を得ることが可能であると考えます。問題は公設民営にすることが、指定管理者の利益追求を重視するあまり、子育ての目的を損なうことにならないか否かにあります。この点、疑問がないわけではない。

そこで、過日の文教厚生委員会でこの点をただしたところ、市当局は、財政的基盤のしっかりした実績のある社会福祉法人を選ぶと答弁しております。また当局は、今後説明の過程においても、広く市民の意見を取り入れて、よりよい子育てを実現するため、委託契約の内容をつくり上げると説明しております。さらに、開園後も保育の質の確保や運営等に問題があった際には、橋本市の責任として指

定管理者に対して指導するなど、適切に対応できる体制を整備すると答弁しております。

以上の点から、市当局は単に民間に丸投げするのではなく、責任ある子育てを実施することになると判断いたしました。

また別の視点からも、まず行政のサービスとして不均衡な面を是正して、市全域でのバランスのよい乳幼児施設の配置を図ることも必要であると考えます。また、本条例案は在宅の子育て支援の充実をも視野に入れたもので、その合理性は理解できます。さらに、保育に欠けない子どもをも受け入れることができ、今日の需要にこたえることができます。

さらに視点は異なるが、仮に本条例案を否決すれば、事実上、老朽化した施設の使用期間が延び、防災が叫ばれる今日、多くの児童、職員の生命、身体を長く危険にさらす結果となります。

以上の理由により、設置主体として市当局の行政責任を残し、民間の柔軟、自由な発想と、迅速な対応が可能な形態を取り入れやすい橋本市立こども園条例に賛成するものであります。

○議長（中上良隆君）反対討論する方ありませんか。

11番 岩田君。

〔11番（岩田弘彦君）登壇〕

○11番（岩田弘彦君）反対の立場で討論いたします。

こども園条例の必要性につきましては十分理解しておりますので、必要性は感じておりますが、一点、一般質問のほうでも取り上げさせていただきましたが、短時間児の満3歳児保育、認定基準にもあるにもかかわらず、あえて橋本市としてはこども園について認めないというお話でしたが、その理由で「4歳以上になると子どもの目は集団に向かうが、3歳児まではなかなか集団に向かわず、親子

関係を充実することが望ましい」、望ましいのでしたら何で民間の幼稚園に認めているのですか。それ、指導はできるはずなんです。だから、私は満3歳児から満4歳児の間は、集団性の必要性もあるし、親子の関係を充実する必要性も十分あると思います。

現状を考えてみますと、少子化並びに核家族化が進んでいる状態で、その3歳児の、満3歳から4歳に向かう子どもを保育されているお母さんの状況を見てみますと、まったくだれにも、ほかの人の手を借りることなく子育てをしなければならない状況になっております。ですので、その3歳から4歳に向かう間には、やはり短時間児を設定いたしまして、半日は集団性の方向性をやっぱり経験させていく。半日はお母さんという時間を充実させてあげることによって、親子の関係は充実すると思います。今でしたら昔と違いまして、お母さん一人孤立して子育てをしている状態。昔でしたら地域の皆さんやおじいちゃん、おばあちゃん、そういう関係が充実していましたが、現在はそういう状況にありません。

その状況において、3歳から必要でということ認定基準はあるのです。それにおいて、私の質問に対しまして、まったく今後も検討していく意思はないような答弁しかいただいております。設置は必要と考えておりますが、今後、短時間児の3歳児保育に関して、前向きな検討をするという答弁すらいただけない現時点におきまして、この条例に対して賛成することはできません。

以上、反対の理由といたします。

○議長（中上良隆君）賛成討論する方ありませんか。

13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）賛成の立場から討論を

させていただきます。

先ほど、4番議員から討論ございましたように、重複する部分がございますけれども、今回のこども園の設置条例に関しまして、幼稚園、保育所の統廃合ということが前面に打ち出されておりますけれども、実際、今回のこども園設置条例では、第4条の「次に掲げる事業を行う」の第1項の1番目の中で、認定こども園法第3条第1項第2号及び第3号に関する事、この第3号に関する事、これが子育て支援にかかわる部分であります。

今まで、保育に欠ける子、欠けない子といった区分で子どもたちを親の就労形態に対して、行政の子育て支援に関しての違いがございました。しかし、ここで第3号を盛り込むことにより、すべての子どもたちに対して行政の手厚い保護が、また子育て支援、育児に悩むお母さんやお父さん方に対しての悩みを解消する施設が、各中学校区に1つ設置される計画であります。これは、この橋本市が今後、教育の町として発展していく大事な礎となるものであると考えております。

私自身も子どもの教育のため、私立ではありませんが、きのくに子どもの村学園に子どもを入学させるためにこの橋本市へやってまいりました。そしてまた、現在、橋本市の公立保育所、幼稚園は県下の中で先進的な保育、教育を行っております。それに増して、今回のこども園を設置することで、すべての市民、子どもたちに対し、先進的な教育を行うことができます。そしてまた、現在、先日も教育委員会の協議会に傍聴させていただきましたが、小・中一貫、これもまた他市でもございますけれども、これからの橋本の子どもたちを支えていく一つの施策であると考えております。

これから、「子育てをするなら橋本市」こんなふうに言っただけのようなまちにする

こと、これが少子化を解決していく一つの方策ではないでしょうか。そういった意味でも、このこども園を早期に設置していくこと、これが大変重要であると考えております。

それから、3番議員の討論の中で、民営化に対する批判的なご意見がございました。しかし、現在優れている保育内容、環境を壊すものであってはいけません。これは私も同様の思いをしております。しかしながら、委員会での質疑、また同僚議員たちの一般質問の答弁の中で、法人の審査にあたっては厳重に行う。財政的なところはもちろん、正直なところ社会福祉法人という、または学校法人という公益法人において運営を任されるわけですから、ここに利益追求の概念があってはなりません。しかし、経済的な側面、そしてまた保育内容についても十分な審査が行われること、そしてまた募集をしたけれども集まらなかった場合のみならず、応募があってもこれらの要件を満たさない場合は法人を決定をせず、公設公営で行く旨のご答弁もいただいております。

そしてまたこの11条では、最後に「こども園の管理を指定管理者に行わせることができる」となっており、この条例制定がすなわちイコール民営化しかないという文言になっておるわけではありません。今より、より高い水準の保育、教育を行うことを期待いたしまして、この条例、11条の部分については問題がないと考えます。

そしてまた、説明責任が果たせていないのではないかと、これは確かに私も今まで感ずるところではあります。しかしながら、委員会の質疑におきましても、幼保一元担当の人員を、現場の経験者を充実させるといったご答弁もいただいておりますし、今後、保護者会、自治会、サークルなどさまざまところで説明会を開き、また全市的にも定期的に行って

いただく、こういったご答弁もいただいております。また、法人が決定した後は、法人と一緒にさせていただく。そしてまた、保護者が決定した後に、保護者に対しての説明と、今後の説明責任を果たしていただけるとのご答弁をいただいております。

そしてまた、高野口地区の今3つの保育所、また高野口小学校に関し、老朽化が進んでおることにも思いをはせなくてはなりません。そしてまた、高野口小学校の建て替えか保存の問題、ここには高野口幼稚園も含まれております。このこども園条例が否決をされ、21年4月の開園ができない場合、改めて小学校の計画等にも幼稚園部分を考えなくてはなりません。

先ほど、11番議員の討論の中で、3歳児の取り扱いについてご意見がございました。私も3歳児について、より集団性を持った形での保育が必要である、このご意見には反対するものではありません。しかしながら、地域子育て支援事業において集団性を確保した上で、現在行っている園庭開放のみならず、より積極的に在園児とも交流することにより、解決をすることができる問題であると考えております。ただ、当局に対しましては、説明責任、また、この3歳児保育に関しては、今後ご検討をいただきたいものと要請をさせていただきます。

しかしながら、総合的に考えまして、今回のこども園条例は、教育のまち橋本として、また、今窮屈な思いで教育、保育を受けている高野口の子どもたちのことを考えまして、ぜひとも早期に条例を制定すべきであると考えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

2番 阪本君。

〔2番（阪本久代君）登壇〕

○2番（阪本久代君）橋本市立こども園条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

先ほど3番議員も述べましたが、この条例は幼保一元化5カ年計画を実行するためのものです。幼保一元化5カ年計画は、統廃合、幼保一元化、民間委託と3つの初めてを同時に行うもので、子どもたちにとって大きな変化、負担をもたらすものです。子どもの立場に立った計画と言えないと思います。

また、この民間委託、指定管理者を公募するにあたりまして、1歳児について、現在、橋本市の保育行政では子ども、園児4人に対して保育士さんが1人となっています。これを指定管理者を公募するにあたって、現在の水準を維持するという答弁は一度もいただけませんでした。現在、橋本市内の民間の保育園では6対1である。そのことを考慮して4対1という条件を付けるということができないというふうに思われます。

このように今までの保育行政の水準、また幼稚園では研修の時間が保障されていますが、その保障もない。現在の幼稚園の教育の保障ということも、今度の条例では保障されていません。今までの水準を維持し、よりいいものになるのだという説明を何度も伺いましたが、この2つを取ってみてもそれが保障されているとは言えません。

よって反対討論といたします。

○議長（中上良隆君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市立こども園条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することに賛成諸君

の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第21 議案第11号 橋本市企業立地促進条例の制定について

○議長（中上良隆君）日程第21 議案第11号 橋本市企業立地促進条例の制定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

企業誘致対策調査特別委員会委員長 19番 中本君。

〔19番（中本正人君）登壇〕

○19番（中本正人君）それでは委員長報告を行わせていただきます。

去る9月13日の本会議において本委員会に付託された議案第11号 橋本市企業立地促進条例の制定について を審査するため、9月14日委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第11号は、ここ数カ月のうちに広大な企業用地の出現、京奈和自動車道の一部供用開始など、本市の企業立地を取り巻く環境が激変し、また自治体間の企業誘致活動が激しくなる中、より積極的な誘致活動を展開するため、全部改正するものである。主な内容としては、誘致対象業種として、製造業と情報通信業のほか、物流関連業、宿泊業、学術・研究機関を設置するとともに、既存市内企業の増設・移設に対しても誘致企業と同一条件で奨励するなど、誘致活動に必要な事項を定めている。

委員から、奨励金の額の決定根拠についてただしがあり、旧条例における優遇制度については、和歌山県近隣の自治体と比較しても

特に優れたものになっていないため、先進自治体の奨励金等も参考にし、本市が対応可能な範囲内で本市がターゲットにしている中小企業に魅力を感じていただける金額として設定しているとの答弁がありました。

本市は土地が安く水も豊富にあることから、製造業に適していると考えますが、これらを最大限に生かして、大企業を対象に誘致活動はできないものかとのただしがあり、本市地元には工業高校もあることから、若者の就労の場を確保するために、ものづくり企業の集積を考えており、今後は水を豊富に必要とする企業もターゲットにしたい。ただし、大企業の誘致については県で対応いただき、本市としては中小企業を対象に誘致活動を行いたいとの答弁がありました。

全国あらゆる自治体で優遇制度が整備されている中、和歌山県と本市の優遇制度をあわせると、全国水準と比較すればどうなるのかとのただしがあり、全国最高水準の優遇制度となっているが、企業は目先の数年ではなく、もっと長い投資スパンを考えているので、他自治体より優れた制度を整備しても、企業としてメリットを見出せなければ進出していないとの答弁がありました。

奨励金の交付期間は10年で、累計限度額がそれぞれ定められているが、交付期間内に限度額に達した場合はどうなるのかとのただしがあり、交付期間内であっても限度額に達した時点で交付は終了となるとの答弁がありました。

奨励金の交付期間内に指定事業者がかわった場合、新たに奨励金の交付が発生するのかとのただしがあり、条例第8条に地位の承継について規定しており、死亡、法人が合併または分割、営業の譲渡により地位を承継された場合は、新たに奨励金が発生するのではなく、前任事業者の後を引き継いでいただくこ

とになるとの答弁がありました。

以上、議員各位のご賛同、よろしくお願いたします。

○議長(中上良隆君)ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第11号 橋本市企業立地促進条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中上良隆君)ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり可決されました。